

被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第12条の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付申請書の受付)

第2条 知事は、予算の範囲内において、補助金交付申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、予算額に達した日の翌日から補助金申請の受付を原則、停止するとともに、予算額に達した日に受付をした申請書をすべて一括で抽選により先着順を設定するものとする。

(補助金の交付の通知)

第3条 知事は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）

第4条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたときは被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、申請書の受理後14日以内に行うものとする。

(変更承認の通知)

第4条 知事は、規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により変更承認申請があった場合の承認は、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、承認申請書受理後14日以内に行うものとする。

(財産の処分に係る申請等)

第5条 補助事業者が太陽光発電システムの財産処分を行う場合は、補助金に係る財産処分承認基準（平成21年11月2日予第174号）に定める財産処分承認申請書を知事へ提出することにより申請手続を行う。

2 補助事業者は前項の申請時に、知事からその他必要と認めた書類の提出を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

(提出書類)

第6条 交付要綱第5条に規定する提出書類は、別表のとおりとする。

(補助金に係る書類の提出先)

第7条 補助金に係る書類の提出先は、岩手県環境生活部環境生活企画室とする。

別表（第6条関係）

条 項	提出書類
規則第4条の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災を証明する書類の写し（同居する親族の場合、関係を証する書類を含む。） 2 住民票（設備設置住所とり災住所が記載されているもの）の写し 3 設備設置の内容が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し 4 設備設置工事に係る領収書の写し 5 被災家屋等の修繕又は新築等の内容が確認できる契約書等の写し 6 被災家屋等の修繕又は新築等に係る領収書の写し 7 設備の仕様及び出力等が確認できる資料 （家屋に実際に設置した太陽光発電システムの製造番号及び出力特性等が把握できるもの。） 8 電力会社との系統連系及び電力供給に関する契約書の写し 9 設備設置後の状況が確認できるカラー写真 10 補助金振込口座の通帳の写し 11 その他必要と認める書類
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 変更の内容が確認できる書類（規則第6条第1項第1号の規定による書類の場合のみ）
規則第13条第1項の規定による書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 規則第4条の規定による書類に変更があった場合、その変更の内容が確認できる書類

附 則

この細則は、平成24年4月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行し、平成24年4月20日以降に交付決定したものから適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

住 所
氏 名

被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付申請に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

岩手県知事

印

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業者は、岩手県補助金交付規則及び被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付要綱に定める事項を遵守しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、この補助金に係る証拠書類を補助事業が完了した翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。
 - (3) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産について、事業完了後において、善良な管理の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従い、その効率的な運用を図らなければならない。

なお、被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付要綱第 9 条において「財産の処分に係る制限の期間」については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定される 17 年と定めていることから、設置後 17 年の間に補助事業者が財産の処分を行う場合は、規則第 19 条の規定に基づき事前に知事の承認を受けなければならない。

住 所
氏 名

被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった被災家屋等太陽光発電設備導入費補助金交付決定について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、通知します。

年 月 日

岩手県知事 印

記

- 1 岩手県指令番号
- 2 変更内容（中止・廃止）
- 3 変更に係る承認条件